



長労基発 1012 第 1 号
令和 5 年 1 0 月 1 2 日

建設業労働災害防止協会長崎県支部

支部長 谷村隆三 殿

長崎労働局労働基準部長



労働災害防止にかかる緊急の取組について（要請）

平素より労働基準行政の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当局では、今年度からスタートした「第 1 4 次労働災害防止 5 か年計画」により、労働災害の減少に努めているところであります。

しかしながら、県内の建設業における労働災害による死亡者数は、上半期（1 月～6 月）に 1 件だったものが、8 月以降 3 件立て続けに発生し、極めて憂慮すべき状況となっております。

本年発生した 4 件の死亡災害を事故の型別に見ますと、うち 3 件が墜落・転落、1 件がスレート踏み抜きによるものです。当該災害については基本的な墜落防止措置が講じられていないケースがほとんどで、また、事業者・労働者双方の安全に対する安易な認識、作業者の高齢化等の要因もうかがわれるところです。

つきましては、貴協会の会員事業場に対して、「第 1 4 次労働災害防止 5 か年計画」による労働安全関係法令及び各種ガイドライン等の遵守徹底に加えて、基本的な墜落防止措置が講じられているか等、特に下記事項に留意して自主点検票等により安全総点検を実施し、問題がある場合にはその改善の徹底を呼び掛けていただくよう、要請いたします。

記

- 1 各現場の安全管理状況を把握し、経営トップによる職場巡視等を実施する



こと。

- 2 高さ2メートル以上の箇所に足場等の墜落防止措置が講じられていること。
- 3 開口部及び作業床の端には、手すり等を設けること。また、手すり等を設けることが困難な場合は、親綱を張るなどの方法により、要求性能墜落制止用器具を取り付けるための設備を設け、当該器具を使用させること。
- 4 スレート屋根上で作業を行う場合は、幅が30センチメートル以上の歩み板を設け、防網を張ること。
- 5 高所作業に従事する労働者に対し、要求性能墜落制止用器具の使用、適正な作業方法等に関する安全教育を実施すること。
- 6 高所作業におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減措置を実施すること。